

砺波市農業委員会 11月総会議事録

開催日時 令和5年11月7日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	西原 登	15番	飯田 輝一
3番	吉田 一馬	16番	飯田 真紀
4番	柴田 泰利	17番	亀永 理恵
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	26番	源通 一郎
11番	樋掛 雅彦	27番	齋藤 徹
12番	田嶋 和樹	28番	片山 雅喜
13番	森田 修	29番	水野 勢津子
14番	松浦 正一		

欠席した委員 4名

2番	堀田 敬三	24番	山本 渉
18番	土田 英雄	25番	小幡 直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第33号 砺波市農用地利用集積計画（第129次）の協議に対しての意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可の取消し願いの報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会
11月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。先月末に源通委員のご協力をいただきひまわり畑の耕起
が終了しました。ひまわりは遊休農地対策として8月11日に播種し、1
0月上旬に満開となりました。小中学校に近いこともあり、登下校する子
供たちの目を楽しませるものとなったかと思えます。

また、地域計画の策定に向けては、目標地図作成のための検討会を全地
区で行うため日程が組まれており、現時点で約半数の地区で1回目の検討
会が行われました。今後、話し合いを受けて地区の農地利用の10年後の
姿について、よりよい方向を目指すことができるよう、これからもご協力
をお願いいたします。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名
の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律
第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここに
ご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進め
させていただきます。

なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めるこ
とになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させて
いただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号8番 鴨井 克之 委員・議席番号10番 舘 和
香子委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

「議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」
事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1について、相続した農地の譲渡を検討していたところ、仲間田の所有者である譲受人と話がまとまったものです。

番号2について、相続人が不在となった農地の譲渡を、相続財産清算人が検討していたところ、近隣で耕作する農地所有適格法人である譲受人と話がまとまったものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第30号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 中村委員、どうぞ。

中村委員 故人の遺族の方が全員相続放棄をされたことにより、家庭裁判所に申出がされ相続財産の清算人が選任されました。清算人が家屋や農地含む土地の処分を行うこととなりましたが、投資目的等で地元とは関連のない方に取得され、地区の農地利用に支障が出るのが懸念されていました。そのためJAとなみ野が仲介にあたられまして、譲受人への所有権移転の話がまとまりました。譲受人は若林地区を中心に大規模に営農をされている法人でして、円滑な農地の運用をしていただけると考えます。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第30号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第31号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。申請人は、申請地を約35年前から農業用施設敷地として利用していましたが、敷地の一部が農地であると判明したことから、申請地の是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第31号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 石田委員、どうぞ。

石田委員 申請者は自己の資産整理のため状態を確認したところ、農作業場の敷地の一部が違反転用であったことを認識し、今回是正するものです。ご承認よろしく願います。

議長 他にご質問等ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第31号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第32号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は現在、アパートで生活しており、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第32号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 場所は国道から少し入ったところで交通の便がよく、周辺もすでに住宅地となっている中にある農地となります。譲受人は生活及び交通の利便性が高い場所での住宅の建築を希望していたことから今回の申請に至ったものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第32号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第33号 砺波市農用地利用集積計画・第129次の協議に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書一部朗読)

こちらは、貸し手と借り手が直接契約する“相對”の利用権設定になります。本市では、年3回この申し出を受け付けることになっており、今回の内容は、9月末締切分となり、11月末に公告を予定しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第33号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　(なし)

議 長 　ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第33号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして報告事項に入ります。報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　(報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 　ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会14:30)